



住まい耐震化無料相談会を実施します

経験豊富な建築士が「住宅の耐震化」について、皆さまの疑問にお答えします。
また、補助金の説明も行います。

対 象 昭和56年5月31日以前に建てられた住宅にお住いの方
※ 枠組壁工法やプレハブ認定工法など特別な工法で建てられた住宅は対象外です。

日 時 3月1日(金) ※要予約

場 所 本庁舎2階 203会議室

持参物 ・住宅の間取り等の図面、住宅の写真
・固定資産課税明細書



【問・申】都市整備課 ☎(087)894-1113

定住奨励金交付申請書の申請期限について

申請期限 3月29日(金) 17:00必着

令和5年度定住奨励金について

交付要件

- ・令和2年1月2日～令和5年1月1日の間に市内に住宅を新築または購入していること
- ・対象の住宅に居住し、住民登録していること
- ・固定資産税などの市税を完納していること など

※交付期間は固定資産税が課税された年度から3年間ですが、年度ごとに申請が必要です。

※令和5年度分の申請は、期限を過ぎると受付できません。

受付場所

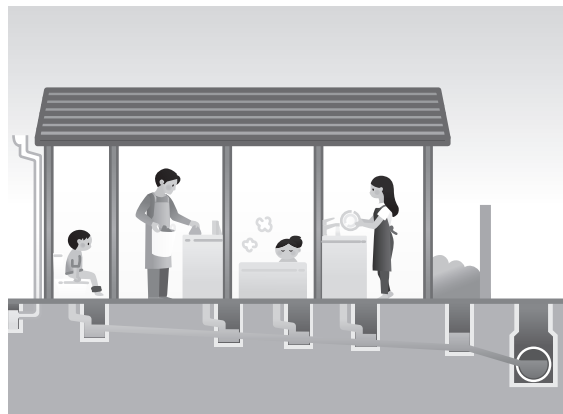
政策課(本庁舎)または総合支所(寒川庁舎)

【問】政策課 ☎(087)894-1112

下水道への接続について

公共下水道の供用が開始された際は、土地の所有者、使用者または占有者は、遅滞なく必要な排水設備を設置しなければなりません。(下水道法第10条)

下水道は、私たちの暮らしから排出される汚水をきれいに処理して川や海に戻すことで、美しい自然を守っています。しかし、その効果を発揮するためには、私たち一人ひとりの理解や協力が欠かせません。下水道が整備され、使用できるようになった区域にお住まいの方は、下水道への早期接続をお願いいたします。



【問】下水道課 ☎(087)894-1611